

小濱正子・下倉 涉・佐々木愛・高嶋 航・江上幸子 編

中國ジェンダー史研究入門

酒 井 恵 子

本書は、中國ジェンダー史共同研究グループにおける二〇一二年からの研究成果をまとめた、中國ジェンダー史の研究入門書である。この共同研究グループにはすでにスーザン・マン『性からよむ中國史——男女隔離・纏足・同性愛』の翻譯（平凡社、二〇一五）をはじめ、『ジェンダーの中國史』（勉誠出版、二〇一五）、『現代中國のジェンダー・ポリテイクス』（勉誠出版、二〇一六）といった成果があるが、これから中國史の研究を進めていくなかで、ジェンダー的な切り口とは何か、ジェンダーに注目することでどのような中國史像が現れてくるのか、そしていかなる問題が残されているのかを通史的に提示した劃期的な研究入門書である。

ジェンダー史とは何か、本書の目的、問題意識は本書冒頭「はじめに」において説明される。まずジェンダーの説明がなされ、これまでの男性を歴史の主流ととらえがちな中國史研究に女性史研究が加わり、やがてジェンダー史研究へと深化していった流れを述べる。そして日本・英語圏・中國語圏（大陸・臺灣）における中國女性史／ジェンダー史の研究状

況を概観する。次に中國ジェンダー史共同研究グループの共同研究によって明らかになった中國ジェンダー史に關わる重要な論點が提示される。それらに基づいて本書は構成されており、大きく二部に分かれている。家族構造を軸として幅廣く古代から現在までのジェンダー秩序の變化を扱った第一編「通時的パースペクティブ」と、ジェンダー史にとって重要な個別のトピックや通史的な課題を扱う論考を収めた第二編「中國ジェンダー史上の諸問題」である。第一編はさらに時代を三期「先秦―隋唐」「宋―明清」「近現代中國」に分ける。これは共同研究グループにおいて主たる考察対象とされた父系社會、ジェンダー規範・秩序の形成・變容過程を通史的に區分したものであり、ジェンダーからみた中國史の時代區分といえよう。さらに、各時期にも「はじめに」があり、當該時代の研究狀況を概観しながら、その後の各章における論と先行研究との關係が説明される。研究入門との書名をもつ本書ではあるが、ほとんどの章は最新の研究狀況を整理するのみならず、著者各々が新たな視點を提示したうえで具體的な考察を試みた論考である。さらにコラムも充實していることから、以下、各章・コラムすべてについて紹介していく。

第一編「通時的パースペクティブ」第一期「先秦―隋唐 古典中國——父系社會の形成」はジェンダー研究の少ない唐以前を扱い、四章立てで、コラム二本が收められている。

第1章は内田純子「考古學からみた先秦時代のジェンダー構造」で、文献による研究に限界のある先秦時代、新石器時代から春秋戰國時代までのジェンダー構造について、墓葬資料を重視して考察したものである。まず、新石器時代中期後半期より埋葬のされ方から父系社會への轉換が推測される。商代には甲骨文字研究から父系制社會が顯著になっていることを紹介する。そして王や諸侯とその妻の墓の規模・副葬品の比較から、女性は商代には軍事を擔うこともあったが西周には軍事は男性特有の行爲とされ、政治上重要な禮樂の「樂」も男性の獨占する行爲となった。新石器時代以降、出産時のリスクによって平均壽命が男性より短かったであろう女性は、社會の上層とはなりえなかったであろうと現代社會の經

驗則をもとに推測する。そのような状況下で男性は、戦亂の世の中では軍事を擔う武官として、平和な時代には文字による統治システムを獨占的に擔う文官として社會活動を行なう中心的存在となり、男女の社會的役割が分化・固定されていったのではないかとする。

第2章は下倉涉「父系化する社會」で、中國の漢族社會が男性親が女性親よりも上位に置かれる父系社會とみなされてきたことに對して、父系社會は古代より續くものではないことを論じている。まず秦律を唐律と比較し、秦律には夫が妻に傷を負わせた場合であつても一般人同士の事案と同等の刑にあてられることや、父系優先の原理がみられない條文が存在することを指摘する。そのうえで傳世文獻『史記』『漢書』から、異父・同母の兄弟姉妹が上層階層に屬する人々にとつて重要視されていた事例を擧げる。さらに近世と異なり、實母―實子の關係が父子關係よりも劣るとは見なされていなかったことも指摘する。また母方のオジ「舅」と姉妹の子「甥」の關係、すなわち「母」でつながる「非父系的」な例として、宮中の「外戚政治」を擧げる。父系社會について考えるにあたり皇帝の娘公主とその夫との關係も考察する。漢代には夫は妻のもとへ「通い婚」であつたが、六朝以降、夫婦は同居となり、公主は實子でなくとも夫の子であれば己の子として遇することが求められるようになる。すなわちこの時期に妻も夫系の繼承ラインの中に組み込まれていったのである。

第3章は佐竹保子「中國の文學と女性」で、女性の手になるとされる宋代までの文學作品を考察したものである。男性は女性になりかわつて、女性が閨で獨り寝を怨む、すなわち彼らにとつて理想的な「待つ女」という設定で作成した「閨怨」と呼ばれるジャンルの作品を數多く制作しているが、女性自身は閨怨や性愛に關わるモチーフを用いて制作しているのかを考察する。ここでは六朝前半までは男性的な作品がみられるものの、六朝後半期に入ると、女性詩人の作はほぼ閨怨一色に染まる。そして科擧制度が整備定着していくことで、後漢の班昭や西晉の左棻に代表される女性宮廷詩人は、初唐の上官婉兒を最後に宮中からはじき出されていく。しかし晩唐の魚玄機や宋代の李清照は男たちの作る「女の文學」

とは異なる女性の文學をつくっていくなど、傳統規範から逸脱する女流作家の存在も紹介する。

第4章は翁育瑄「唐代の家族」（三田辰彦譯）で、臺灣で公刊された家族・親族に関する研究を門閥貴族研究、女性史研究、禮制・法制研究との關係から紹介したものである。門閥貴族は「宗族」と等置され、父系親族間の關係は注目されてこなかったが、近年、唐代の墓誌銘を利用した門閥貴族研究があらわれ、正史などで名を確認できない中下層の官員をも検討対象とすることで、統治階層の「社會的基礎」や「社會的身分」などが解明されつつある。同じく墓誌を分析した研究から、唐代では教育權利は男女平等であった、結婚後夫が妻方の家に居住、妻は實家に長期歸省、といった父系的ではない事例を紹介する。最後に唐律研究の成果を紹介する。唐律にみられる父權家長制、唐律が果たした役割——女性たちをたくみに父系親族制度のもとへ包攝して儒家的家族制を形成——、夫の妻妾に對する暴行の正當化、男性の利益維持目的で設けられた「七去」「義絶」といった離婚規定。このように唐代家族の實態と國家がもとめる秩序の兩側面に關する近年の研究が紹介される。

コラム1 荒川正晴「史料紹介——敦煌文書にみる妻の離婚、娘の財産相續」は、「放妻書」を紹介し、女性主導の離婚の存在を紹介している。また、九〇一〇世紀頃の敦煌では、未婚の娘に家産相續が認められていたことについて文書を取り上げて紹介し、敦煌の特殊性をどのように扱うべきかについても注意を喚起している。

コラム2 金子修一「則天武后とその後」は、中國史上唯一の女性皇帝について、これまで注目されてこなかった、實子中宗・睿宗と孫の玄宗以下の皇帝による彼女に對する姿勢の違いを紹介している。

第II期「宋→明清 傳統中國——ジェンダー規範の強化」は近代女性解放運動以降、女性が抑壓された時代とみなされた時期を対象としている。四章立てで、コラム一本が收められている。

第5章は大澤正昭「唐宋時代の生業とジェンダー」で、生業に關するジェンダーについて、史料の偏りを確認したうえ

で歴史的社會の現實を把握する方法を提示する。まず唐宋時代における女性労働に關する史料にかかるバイアスの例として、繪畫『清明上河圖』と『耕織圖詩』を分析する。兩方とも女性はほとんど描かれず、『耕織圖詩』には「男耕女績」という生業における性別分業の理念が描かれる。文獻史料についても、「正統的」な史料では女性はほとんど描かれないが、そうでない史料からは女性の活躍の様子をうかがうことができる。『太平廣記』『夷堅志』といった小説史料、裁判判決文や判決原案を切り貼りしてテーマごとに分類した『名公書判清明集』からは、ジェンダーによるバイアスを減らして當時の社會のあり方を把握することができる。女性の生業について具體的に考察を加え、女性も農家經營を分擔していたことを提示し、さらに農家經營が複合的であり、女性も重要な役割を擔っていたとする。

第6章は佐々木愛「傳統家族イデオロギーと朱子學」で、滋賀秀三『中國家族法の原理』（一九六七）で述べられる傳統中國の家族イデオロギーを再検討したものである。滋賀は漢から清まで傳統中國では非常に強い父系の家族原理が一貫すると論じた。この原理と異なる事例を収集しても例外と位置づけられる可能性があるなかで、滋賀「原理」を乗り越える方法として思想的な面からの研究の必要性を説く。特に女性史においては朱子學の影響が女性抑壓と關聯づけられる一方、滋賀『家族法』では朱子學に觸れられていない。そこで滋賀「原理」をささえる二本の柱である財産權と祭祀權のうち、法制史の主要テーマではない祭祀權の問題について朱子學ではどのように語られているのか、そして朱子學は女性抑壓の學問であったのかを宋代道學者の發言から検討する。結果、傳統中國家族イデオロギー、女性抑壓とみなされるジェンダー規範は明代以降に誕生したのではないかとの假説的見通しを提示する。

第7章は五味知子「婚姻と「貞節」の構造と變容」で、前近代中國において重視される男系血縁の純粹性擔保のため、女性の貞節と婚姻は強い關わりをもっていたとして、貞節のありかたと婚姻をからめて概観したものである。まず貞操觀念と表彰について、明代以降の表彰數増加や表彰對象の多様化、からかわれただけで自殺する女性に對する評價が命の輕視に對する非難から賞賛へと變化する狀況を概観する。次に明清時代の性犯罪に關する規定について、「貞操を失う」状

況、それに對する罰則を明代と清代とで比較検討する。また女性の持參財産について、宋代以降、女性の持參財産に對する權利が弱まり、元代には持ち出しが禁止される。しかし明代においてはそのような事例は見出されておらず、法規定は存在しても社會通念になつていかなかった可能性を示唆する。

第8章は岸本美緒「身分感覺とジェンダー」で、身分感覺という視點から宋・明清の中國ジェンダー史研究の動向を論じたものである。傳統中國における法制的にも規定されている身分關係「士・庶」「良・賤」を概觀したうえで、歐米における、受動的犠牲者としての中國女性觀を批判し、女性の主體的選擇を內在的に説明しようとする研究を紹介しながら身分感覺とジェンダーの關係についてみていく。「士・庶」との關係については、紳士家族内の女性には教養・道徳・立ち居振る舞いなどが社會的な上昇競争や地位安定のための戦略として重要であった。纏足や節婦表彰といった女性抑壓の代表とされる事象についても同様に解釋しなおすことができる。「良・賤」との關係については、ジェンダー規範から逸脱した妓女への贊美は階層的流動化に即應してより道徳的に純化された形で儒教的規範を再編しようとする動きとする。また下層階級における女性不足に基づく一妻多夫は生存戦略であるとする研究を紹介する。中國のジェンダー規範は、競争的で流動的な社會における上昇への焦慮や没落への不安と深くかかわりあっていると總括する。

コラム3小川快之「宮廷女官とジェンダー」は、宋代から清代の女官について、文書行政との關聯を中心に仕事・役割を紹介している。明代永樂朝以降、宦官の勢力擴大にともない、皇帝の祕書官的な役割が低下するという、これまであまり注目を集めてこなかった女官の位置づけの變化も紹介している。

第三期「近現代中國——變容するジェンダー秩序」は、日本の中國女性史研究が近現代史を中心に始まり、この時期にジェンダー秩序がおおきく變容し研究も豊富であることから、對象期間は短いものの六章立てで、コラム一本を収録している。

第9章は坂元ひろ子「民族主義とジェンダー」で、中國近代「民族主義」研究を整理しながら、ジェンダーの視角の有無や、ジェンダー・ポリティクスについて概観する。まず政治に重点を置くとジェンダーの視角が希薄になり、社會文化史面では無視はされないものの、中華民國における「國民國家」を論ずる際に女性が排除される意味・構造は突き詰められていないと指摘する。またナショナリズムと密接に關聯する「國民の身體」と生殖をめぐる問題群について、纏足・放足に關する研究、「國民の母」「女國民」をめぐる議論が整理される。そして五四新文化運動期から民族主義言説は優生學と結びつき、民族戦争・革命時においてジェンダー・ポリティクスは強化されていく。最後に日本占領下での性暴力について、歴史と向き合うにあたって民族主義とジェンダーの觀點の必要性が述べられる。

第10章は高嶋航「近代中國の男性性」で、社會的に期待される男のあるべき姿「男性性」の歴史「男性史」について扱ったものである。この分野の研究は實證研究が少ないため、英語圏の先行研究で提示された文／武の觀點から、宋代以降、特に近代中國における男性性の全體像について素描を試みている。科擧は文と武を男性の理想として制度化する裝置として機能し、宋代以降は文が武に優越するようになり、文人のパートナーには弱々しい女性がふさわしく、纏足が廣まっていた。日清戦争敗北により、男性性は喪失し、再男性化が摸索されるようになり、斷髮、武の提唱がなされていった。國民革命、日本の侵略という状況下で軍事は重要視され、國民黨と共產黨は中國の近代化を通じた中國の再男性化を目指した。日中戦争において、戦争に参加することで男性は國民Ⅱ主體という新しいアイデンティティを獲得し、自らの男性性を高めることができた。一方、女性は戦争に参加しても國家との結びつきを通して自分の地位向上を感じることはできず、あるいは強姦や搾取の對象となってしまう。最後に京劇を題材に同性愛と男性性の關係についても觸れている。

第11章は江上幸子「近代中國の家族および愛・性をめぐる議論」で、清末に國家改革として唱えられた家族改革によって女性に新たに與えられた役割を扱った研究の紹介、およびこれまで正視されてこなかった婚姻廢止論について論じたも

のである。まず清末から一九二〇年代までの「傳統的家族制度」の打破や「近代的家族制度」の構築を提起した論議を概観する。「小家庭」制の提唱は「男は公共領域、女は家内領域」といったジェンダー分業を固定化し、「家族を統括するのは夫」と妻を下位に位置づけるものであった。「小家庭」制が論議されるなかでそれに異議を唱えた女性の聲も紹介される。最後に婚姻制度廢止論に關する史料、家族制度打破の主張や「自由戀愛」への支持、兒童公育の必要性を主張する意見が紹介される。しかしながら最近の中國においてこのような論議は否定的な論議と結論づけられることが多い。これはジェンダー構造の見直しにはつながらず、家族やセクシュアリティへの統制を通した國家權力の強化にも加擔しかねない、と再検討の必要性を説く。

第12章はリンダ・グローブ「近現代の女性労働」（田中アユ子譯）で、傳統的な性別役割分擔では女性は家のなかで働くことが普通であったが、二〇世紀後半以降、女性の大半が家事を引き續きこなしながら外で働くようになった状況について、一九世紀後半から改革開放期までの變化を検討したものである。明清時代、女性は機を織り衣服を縫い刺繡をしていた。それがアヘン戦争敗北後、女性は輕工業製品製造企業で働くようになり、二〇世紀になるとホワイトカラー職種への參入も始まったが、日中戦争開始後は職場からの女性排除の動きがみられるようになる。また工場所藏史料や女工の「聲」に基づく研究も紹介される。工場以外の場所で働く女性労働者についても、性産業を含む娯樂産業を中心に考察される。西洋と異なり經濟發展が進んでも、中國では社會主義革命によって女性も賃金を得る労働者となる機會を得た。しかし改革開放以降、社會主義時代と異なり、女性は専業主婦とならざるを得ないか、子供を置き去りにして都會で働くという男女間の不平等が復活しており、女性の仕事と再生産活動の兩立を助ける新たな制度の構築が課題であるとする。

第13章は小濱正子「中華人民共和國の成立とジェンダー秩序の變容」で、中華人民共和國の國家システムが、中國社會のジェンダー秩序をどのように統御しようとし、それが實現したかどうかを、家族をめぐる問題に重點を置いて検討したものである。中華人民共和國成立後、男女平等は建國の原則のひとつとして、一九五〇年に婚姻法公布、一九五三年には

婚姻法貫徹運動が全國的に展開され、中國社會のジェンダー秩序はおおきく變革された。その具體的事例として土地改革とセツトになった家族改革について先行研究の整理がなされ、それまで中國社會にはなかった國家の支配が家族に浸透したことを指摘する。最後に改革開放と同時に始まった「一人っ子政策」という國家が家族を統御する状況とそれに伴う問題点について述べ、經濟を自由化しても人の身體と生に對する支配をむしろ強化していく中國政權のありかたが今後どのように變化していくのか、注目すべきだと展望を述べる。

第14章は大橋史恵「改革開放期のジェンダー秩序の再編——婦女聯合會のネットワークに着目して」で、社會經濟構造の變動が女性に不利な状況をもたらすなかで、その状況に婦女聯合會がどのように對應してきたのか、中國のジェンダー秩序はどのように變容しているのかを整理したものである。婦女聯（中華全國婦女聯合會およびその指揮下にある地方婦女聯合會）は改革開放以後、女性運動の歴史や資料集を編纂した。また婦女聯によるさまざまな活動をそこに關與した女性たちの語りから分析・再検討するオーラル・ヒストリーの試みも始まった。この婦女聯は非政府組織という「社會團體」に位置づけられるものの、中國共產黨の強い指導下にある。ネットワークは省から區、鄉鎮・街道社區、職場の婦女委員會など社會にあまねくいきわたっており、農村では計劃出産委員會の主任を兼務することも多い。その一方で、「婦女回家」政策化の取り下げに成功してもいる。また、市場經濟化が進む中で婦女聯の網の目から漏れる女性も増えた。これらに對應すべく草の根の女性組織が成長していき、時に婦女聯と關係をもちながら活動を續けている現状が述べられる。

コラム4須藤瑞代「二冊の近代中國女性史」は、小野和子『中國女性史——太平天國から現代まで』（平凡社、一九七八）と末次玲子『二〇世紀中國女性史』（青木書店、二〇〇九）を紹介している。小野の著書が中國革命史觀に即した女性解放史であり、中國ではいまだこの見方が主流であるが、日本においては小野から三十年経ち、中國の女性解放史觀から一定の距離をおく方向へ研究が進んでいることを指摘している。

第二編「中國ジェンダー史上の諸問題」は四章立てで、コラムも二本収められている。

第15章は鷲尾祐子「中國古代の戸籍と家族」で、中國において戸の制度は國家資源としてのヒトの把握を第一目的とし、さらに夫を尊しとする夫婦の秩序を固定化するものであったことから、「戸」單位で人を登記する目的について住民名簿に基づき論じたものである。秦代には國家に對する負擔——兵役徭役の輕重によってひとを區分する簿が作成された。三國吳でも障碍疾病・公の任務といった兵役徭役と關係する項目の記載がみられる。共通點としては姓名・年齢・爵位・家族關係が擧げられる。次に、生活と生計の場である戸の保全、徭役・兵役負擔、援助のため、戸單位での登記が必要であったことを指摘する。そして戸人は戸の代表として責任を有するが、壯年女性は原則的・一般的には戸人になることはできなかった。爵位の制度も同様である。さらに、三國吳簡には見られた男性がいる戸でも女性が戸人であった事例は、唐代においてはみられなくなる。このように戸籍には夫婦の内外に公私役割を決定し、尊卑關係を固定化する機能が存在したことを明らかにした。

第16章は板橋曉子「才女」をめぐる視線」で、「女子は才無きが徳である」は普遍的だったのかを、「才女」をめぐる言説に主眼を置いて漢代から近代までの展開を先行研究とともに概観したものである。「才女」への評價は、唐代には再婚した女性については否定的なものになることがまず指摘される。次に魏晉南北朝では『世說新語』「賢媛」篇に収録される謝道韞を例に擧げる。男性家人によって士人社會に流布された「賢」なる母妻姉妹の逸話の存在から、男性の側にもそのような女性を肯定的に受けとめる土壤があったとする。「才女」という語の使用が一舉に擴大した清代については、士大夫家庭で教育を受け、別の士大夫家庭に嫁いでからも著作活動に打ち込んだ「閩秀」を取り上げた研究を紹介し、「閩秀」が持續發展した要因を清代士大夫社會の「才女」に對する肯定と需要であったとする。しかしこれら「才女」は近代以降の高等教育を受け社會進出する〈新婦女〉とは「才」の性質・用途に隔たりがあり、批判的に評價されるようになっていったと評價の變化を總括する。

第17章は姚毅「中國醫學における醫療・身體とジェンダー」で、近年研究が進められてきている醫學・醫療について、傳統的な身體觀・生殖觀が西洋の近代的醫學が導入された一九世紀末以降いかなる變容をとげたのかを素描したものである。まず中國の傳統的産婦人科分野における男女の性差の捉えられ方が述べられ、宋代には男女の異質性を強調するようになるが、明清時代には男女身體の相似性を強調する單性モデルに回歸したとする。その後、西洋近代醫學が中國に導入されると、醫學書には、科學的言說のもと、月經や妊娠は「病氣」として描かれ、女性を潛在的「病弱者」と印象づけた。解剖學的凝視は男女の異質性を強調してしまった。一方、強健な母體つくりのため導入された女子體育は、女性にスポーツを通じて自己形成、自己の生を樂しむ回路を與えることにもなったと分析する。最後に産科醫と助産師について、「男女隔離」規範によって男性醫師が拒否されるなか、女性側のニーズにあわせて女性醫師が養成されたことを指摘する。

第18章は秋山洋子「中國におけるフェミニズムと女性／ジェンダー研究の展開」で、官製組織である中華全國婦女聯合會と中國独自の女性學を建設しようと提唱した李小江の活動について述べたものである。李の女性學の創設＝婦女研究運動の核心は（女性意識）の覺醒であった。李は参加しなかったが、一九九五年に北京で開催された「第四回國連世界女性會議」は世界から孤立していた中國の女性が、「世界と軌道を接する」きっかけになった會議であった。また天津師範大學の杜芳琴は自身の専門である女性史からジェンダー史への轉換點となる讀書研討班の活動を主導し、やがて女性學を正式カリキュラムとして設置する大學が現れた。IT化が進み、インターネットを通じて活動を展開していく集團も現れた。しかし思想締め付けが厳しさを増し、第一世代が退きつつある現在、女性／ジェンダー研究がどうなっていくのが注目されると締めくくる。

コラム5 遠山日出也「セクシユアル・マイノリテイ」では、明清時代以降の同性愛が紹介されている。そこでは前近代において同性愛は特に問題視されなかったが、中華民國期以降、歐米の性科學などの影響によって「異常」で「病氣」だ

とみなされるようになった。しかし一九九七年には同性愛は「非犯罪化」され、二〇〇一年には同性愛を精神病とはみなさなくなった。現在のさまざまな活動も紹介されている。

コラム6中山文「演劇とジェンダー」は、中國演劇史における女優の誕生をジェンダーの視点からみたものである。元代には女優は存在したが、賤民とされ、女優は妓女同様に扱われた。一八世紀乾隆帝は女優の公共の場での上演を禁止したものの、二〇世紀には女優は舞臺に復歸し、現在、女優は相當な割合で存在する。しかし、既存の女性觀から解放されているわけではないことも記される。

以上、本書の内容を紹介してきたが、次に本書を通讀して感じたことをいくつか述べたい。まず、第一編に收められる論稿について。第一編は父系社會が現れてくる唐代まで、ジェンダー規範が嚴格化されていく宋代以降、そしてジェンダー秩序が變容していく近現代と三期に分かれているが、前近代と近現代で温度差を感じた。前近代については史料上の制約もあり、ジェンダー視點で事柄を考察すること自體が容易ではない(第5章)。上層階級の女性が主たる對象となつてしまい(第2章)、女性自身の聲を聴くことも困難である(第3章)。一方、近現代史は女性の聲を聴くことが可能であり(第11・12章)、現在に直結している事柄であることから(第9・14章)、研究も豊富で論考も多岐にわたる。そのため、一讀すると前近代と近現代で取り上げられる内容の違いに違和感を覚える。しかし、その違和感は、「中國ジェンダー史略年表」の頁数が前近代四頁、近現代で四頁であり、ジェンダー史・女性史に關聯の深い事項として太字で記された箇所が近現代に歴倒的に多いことからわかるように、これまでの研究蓄積によるものであり、現在の中國史研究の状況を反映したものである。近代化を推し進めていくなかで改造・解放が唱えられ、政策・運動の對象とされた女性と、改造・解放すべきマイナスイメージで語られてきた女性とは、扱われ方、研究のされ方に違いが生ずるのは當然である。そもそも前近代史研究で扱われるのはほぼ男性の歴史であり、女性の姿を採することは容易でない。それを「ジェンダー」とい

う共通の視點で通史として一冊にまとめあげた本書は、長年の共同研究グループにおける研究成果の結晶である。

次に海外の研究成果の紹介の豊富さについて。本書は、日本のみならず、中國・臺灣、さらには日本とは異なる鋭い切り口によってこれまでの歴史像の見直しがさかんである英語圏の研究が多く紹介されており、研究入門として非常に有用である。「ジェンダー規範の嚴格化」を代表する節婦表彰や纏足を、その規範の中でたたかき生きる女性の選擇とみなす研究を紹介する(第8章)、貞節と婚姻という「抑壓された女性像」を描くうえで必ず取り上げられてきたテーマについて英語圏の研究動向をふまえつつ歴史の變遷を再検討する(第7章)、先行研究の少ない「男性性」について英語圏の研究視點を用いつつ論ずる(第10章)等である。

さらに通説の再検討は刺激的である。父系制はいつから存在し浸透していくのか(第1・2章)、違和感を感じるもの乗り越えることのできなかつた滋賀秀三「家族法の原理」の見直しもされた(第6章)。これらのことは、中國社會の歴史の展開をどのように考えるかという大きな問題につながる。また國家統治とジェンダーの關係という大きな課題についても、父系制が明確になる唐律(第2・4章)、ジェンダー規範が嚴格化された明清時代の律の分析(第7章)は、ジェンダー秩序がいかにつくられるのかを問うもので、近現代のさまざまな政策への歴史的な流れを知る上で重要な論點である(第11・13章)。さらに唐宋時代以降の研究において重要な制度である科擧が、ジェンダー秩序にも多大な影響を與えていることが、多くの章で觸れられている(第3・8・10・17章)ことから窺える。

第二編の意義。日本にも存在する「戸籍」による管理(第15章)、女性の「才」に対する評價の變遷(第16章)、「性」を扱う上で避けておることのできない産婦人科の歴史(第17章)は、いずれも通史でみることによって第一編で扱われた大きな枠組みが具體的な事例にそって示され、ジェンダー規範・秩序のあり方や變容という觀點からの理解が深まる。そして最後に中國における女性學／ジェンダー學の歴史(第18章)が配され、中國において研究・活動を續ける人々が紹介され、身が引き締まる。

本書によって、過去・現在を分析する視點としてジェンダー視點が当たり前に意識され、選擇肢とされるときが近い將來おとずれることを期待したい。

二〇一八年二月 京都 京都大學學術出版會
二一種 四八六頁 三五〇〇圓十稅